



平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 北 海 道 瓦 斯 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 槻 博  
(コード：9534、東証第一部・札証)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員  
総務人事部長 末長 守人  
(TEL. 011-207-2102)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月開催予定の第 172 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。

当社は、東京証券取引所および札幌証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、後記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

#### 2. 株式併合について

##### (1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に応じて、現行の 1 億 6,000 万株から 3,200 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
②併合の割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上、9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 9 月 30 日）	88,691,638 株
今回の併合により減少する株式数	70,953,311 株
併合後の発行済株式総数	17,738,327 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数 32,000,000 株（併合前：160,000,000 株）

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	7,824 名（100.00%）	88,691,638 株（100.00%）
5 株未満（1 株～4 株）	317 名（ 4.05%）	359 株（ 0.00%）
5 株以上	7,507 名（ 95.95%）	88,691,279 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数 5 株未満の株主さま 317 名（その所有株式数の合計は 359 株。平成 29 年 9 月 30 日現在。）が、株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更について

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 6 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>3,200 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

#### 4. 主要日程について

平成 30 年 1 月 31 日	取締役会
平成 30 年 5 月 (予定)	取締役会 (株主総会招集決議)
平成 30 年 6 月 (予定)	第 172 回定時株主総会
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年 9 月 26 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位 (併合後の 100 株) にて行われることとなります。

#### 5. 株主優待制度について

株主優待制度は、現在 1,000 株以上を保有する株主さまに対して実施しておりますが、単元株式数の変更および株式併合後につきましても、現在 1,000 株以上を保有する株主さまに対して株式併合と同じ割合で基準を変更いたします。なお、この変更は、単元株式数の変更および株式併合に伴うものであり、株主優待制度の実質的な内容の変更を行うものではありません。

以上

#### 添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。  
また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。当社は、東京証券取引所および札幌証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。  
あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

### Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。  
また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。  
具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日（予定））の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	300 株	3 個	なし
例 3	1,030 株	1 個	206 株	2 個	なし
例 4	777 株	なし	155 株	1 個	0.4 株
例 5	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例 1 および例 2 に該当する株主さまは、特段のお手続きは必要ありません。
- ・例 3 および例 4 において発生する単元未満株式（例 3 では 6 株、例 4 では 55 株）につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。
- ・例 4 および例 5 において発生する端数株式相当分（例 4 は 0.4 株、例 5 は 0.8 株）につきましては、全ての端数株式相当分を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 5 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 4. 併合後の 1 株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。**

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。**

A 5. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 5 倍になります。

従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 5 倍となります。

**Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。**

A 6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月	第 172 回定時株主総会
平成 30 年 9 月 25 日 *	1,000 株単位での最終売買日
平成 30 年 9 月 26 日 *	100 株単位への売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日 *	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 30 年 11 月 *	株主さまへ株式併合割当通知発送
平成 30 年 12 月 *	端数処分代金の支払開始

\*平成 30 年 6 月に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

**Q 8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。**

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号 0120-782-031 (通話料無料)  
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以上